

奈良県の特別支援学校と小学校・中学校・高等学校との 『交流及び共同学習』実践事例集





▶ ▲ ● 学習指導要領等における交流及び共同学習に関する記述 ● ●



交流及び共同学習に関する記述

小学校学習指導要領(平成29年3月告示)

幼稚園教育要領、中学校学習指導要領、高等学校学習指導要領 にも同様の記述があります。

第1章 総則 第5 学校運営上の留意事項

2 家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携

教育課程の編成及び実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- イ 他の小学校や、幼稚園、認定こども園、保育所、中学校、高等学校、特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること。
- 第6章 特別活動 第3 指導計画の作成と内容の取扱い
- 2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする
- (4) 異年齢集団による交流を重視するとともに、幼児、高齢者、障害のある人々などとの交流や対話、障害のある幼児児 童生徒との交流及び共同学習の機会を通して、協働することや、他者の役に立ったり社会に貢献したりすることの喜びを得られる 活動を充実すること。

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領(平成29年4月告示)

特別支援学校幼稚部教育要領、特別支援 学校高等部学習指導要領にも同様の記述 があります。

第1章 総則 第6節 学校運営上の留意事項

- 2 家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携
- (2) 他の特別支援学校や、幼稚園、認定こども園、保育所、小学校、中学校、高等学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のない幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること。特に、小学部の児童又は中学部の生徒の経験を広げて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性を育むために、学校の教育活動全体を通じて、小学校の児童又は中学校の生徒などと交流及び共同学習を計画的、組織的に行うとともに、地域の人々などと活動を共にする機会を積極的に設けること。

第5章 総合的な学習の時間

2 体験活動に当たっては、安全と保健に留意するとともに、学習活動に応じて、小学校の児童又は中学校の生徒などと交流及び共同学習を行うよう配慮すること。

第6章 特別活動

2 児童又は生徒の経験を広めて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性を育むために、集団活動を通して小学校の児童又は中学校の生徒などと交流及び共同学習を行ったり、地域の人々などと活動を共にしたりする機会を積極的に設ける必要があること。その際、児童又は生徒の障害の状態や特性等を考慮して、活動の種類や時期、実施方法等を適切に定めること。

教育課程上の位置付け

小・中学校等と特別支援学校が学校間で連携して行うもの(学校間交流)や、小・中学校等において当該学校が所在する地域に居住する特別支援学校の児童生徒等を受け入れて行うもの(居住地校交流)など、様々な形態があります。授業時間内に行われる交流及び共同学習は、その活動場所がどこであっても、児童生徒等の在籍校の授業として位置付けられていることに十分留意する必要があります。各教科、道徳科、総合的な学習の時間又は特別活動等のそれぞれの授業において行うことができます。実施する学校において、教育課程上の位置付けやねらいなどを明確にし、適切な評価を行うことが必要です。

交流及び共同学習の目的等について確認



意義と目的

幼稚園・小学校・中学校・高等学校及び特別支援学校が行う、障害のある子どもと障害のない子ども、あるいは地域の障害のある人とが触れ合い、共に活動する交流及び共同学習は、障害のある子どもにとっても障害のない子どもにとっても、経験を深め、社会性を養い、豊かな人間性を育むとともに、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会となるなど、大きな意義を有するものです。

相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする 交流の側面

教科等のねらいの 達成を目的とする 共同学習の 側面



両者は分かちがたいものとして捉え 推進していく必要があります。 内容としては、特別支援学校と小・中学校等が、学校行事やクラブ活動、部活動、自然体験活動、ボランティア活動などを合同で行ったり、文通や作品の交換、コンピュータや情報通信ネットワークを活用してコミュニケーションを深めたりすることなどが考えられます。これらの活動により、"各学校全体の教育活動の活性化"や、子どもたちが幅広い体験をし、視野を広げることで"豊かな人間性の形成"に資することが期待されます。

交流及び共同学習の展開

- ① 関係者の共通理解
- ▶ 学校、子どもたち、保護者等の関係者が、交流及び共同学習の意義やねらい等について、十分に理解する
 - ② 体制の構築
- ▶校長のリーダーシップの下、学校全体で組織的に取り組む体制を整える
- ③ 指導計画の作成
- ▶ 交流及び共同学習の実施、事前の準備、実施後の振り返りについて、年間指導計画に位置付け、計画的・継続的に 取り組む
 - ④ 活動の実施
- ▶事前に、活動のねらいや内容等について子どもたちの理解を深める
- ▶ 障害について形式的に理解させる程度にとどまるものにならないよう、子どもたちが主体的に取り組む活動にする
- ▶事後学習で振り返りを行うとともに、その後の日常の学校生活において、障害者理解に係る丁寧な指導を継続する
 - ⑤ 評価
- ▶活動後には、活動のねらいの達成状況、子どもたちの意識や行動の変容を評価し、今後の取組に生かす
- ▶活動直後の状況だけではなく、その後の日常の生活における子どもたちの変容をとらえる

実践事例の紹介

☆実践事例1 学校間交流:知的障害特別支援学校小学部と小学校4年生

『 普段の授業内容を生かして楽しく交流しよう 』

☆実践事例2 学校間交流:視覚障害特別支援学校小学部と小学校4年生

『 視覚障害について体験を通して学ぼう 』

☆実践事例3 学校間交流:知的障害特別支援学校中学部と中学校1年生

『 特別支援学校中学部の授業を体験しよう 』

☆実践事例4 学校間交流:聴覚障害特別支援学校高等部と高等学校1~3年生

『 高等学校の授業や部活動に参加し共に学ぼう 』

☆実践事例5 学校間交流:肢体不自由特別支援学校高等部と高等学校1~3年生

『 高等学校との3校合同交流会を開こう 』

☆実践事例6 居住地校交流:肢体不自由特別支援学校小学部1年生(児童A)と小学校1年生

『 地域の友達とのつながりを育む交流を始めよう 』

☆実践事例7 居住地校交流:知的障害特別支援学校中学部3年生(生徒B)と中学校3年生)

『 互いの学校生活の様子について知り合おう 』

実践事例 1 学校間交流 『 普段の授業内容を生かして楽しく交流しよう 』

概要 年2回の交流を通して、一緒に活動を楽しみ友達と仲よくなることや、 一人一人を大切にする気持ちを育むことを目指している。 障害のある児童も安心して参加できる内容(普段の授業で取り組んでいるため見通しをもつことができる活動)を取り入れたり、小学校児童が障害について知って相手の気持ちを考える機会にしたりすることで、互いの距離が縮まるように取り組んだ。

【実施学部及び学年】知的障害特別支援学校小学部1~6年生 ・小学校4年生 【活動場所】特別支援学校

【ねらい】(特)・いつもと違った集団の中でも、日常の学習で培った力を発揮する

- ・交流学習での体験を通して、個々の力をより豊かにする・・小学校の友達と一緒に活動することを楽しむ
- (小)・地域にある特別支援学校やそこに通う障害のある友達のことを正しく理解する
 - ・ひとりひとりを大切にする気持ちを育む・特別支援学校の友達と一緒に活動することを楽しむ

事前学習

当日

事後学習

- ◆特別支援学校では見通しをもって交流会に参加できるよう、各クラスで自己紹介や当日の活動内容を体験したり予行練習したりする
- •小学校に特別支援学校教員が出向き、事前学習を行う

●春の交流学習は初めての出会いの機会であるので、ダンスやデカパンリレーなど児童になじみのある活動を中心にし、楽しく関われるようにする

- ●秋の交流学習は、互いをよりよく知り合えるよう、全体交流とクラス交流を行う
- ●特別支援学校では、活動を振り返りお礼の手紙を書くなど、児童の実態に応じて取り組む
- ●小学校ではアンケートを行い、児童の疑問や困ったことなどに対して、特別支援学校教員から 返事をし、障害のある友達への理解が深まるようにする

小学校で実施しているアンケートを活用して、子どもたちの疑問に答えています。「どうして急に走り出したの?」といった素朴な疑問から、障害のある友達のことを知り、互いのことを知り合う気持ちを大事にしてほしいと思います。

特別支援学校教員

【活動の成果】

児童らが安心して活動しやすいよう、小集団(クラス単位)やペアでの交流にしたり、普段の学習内容を取り入れたりしている。互いに慣れない 集団でも自分から活動に参加する様子や、交流を継続して行うことで積極的に関わり合う様子が見られている。



--- 実践事例2 学校間交流 『 視覚障害について体験を通して学ぼう 』

概要 年度当初から両校の教員での情報交換や打合せを丁寧に行い、交流会を長年継続している。特別支援学校の児童は、人数の 多い集団での活動を体験したり普段の学習を発表したりした。小学校の児童は、アイマスク体験を通して、障害のある人との関わりを 考える機会になった。

【実施学部及び学年】視覚障害特別支援学校小学部1~6年生・小学校4年生 【活動場所】特別支援学校

- 【ねらい】(特)・交流及び共同学習を通して人数の多い集団の雰囲気を味わうとともに、普段の学習経験を生かして活動に参加する ・これまでの学習(主に自立活動)の経験を生かして、友達と一緒に活動する
 - (小)・交流を通して、障害のある友達の学校生活や生活等について知る
 - ・アイマスク体験を通して見えない(見えにくい)ことを体験することで不自由さを実感し、自分たちができる支援に気付き実践 しようという意識を育てる

事前学習

●児童の実態に応じて、自己紹介の練習をしたり、小学校の児童は手引きで相手のペー スに合わせて歩く練習をしたりする

- ●20人程度のグループごとに分かれ、自己紹介をする
- ●歩行体験の時間には、小学校の児童が特別支援学校児童の手引きをし、言葉かけに 合わせて一緒にコースを進む

事後学習

- 特別支援学校では、頑張ったことや楽しかったことなどを発表する
- •小学校では、感想文を記入し活動を振り返る

特別支援学校の児童は同じ空 間で活動でき、緊張した様子 はなく「友達はやさしかっ た」と感想を述べていました。 小学校の児童は、拡大教科書 や点字教科書を使って自分た ちと同じ内容を学習している ことに気付いたようです。

特別支援学校教員



【活動の成果】

年度当初からの打合せや情報交換を行い、両校で連携を図りながら実施している。特別支援学校の児童にとっては、普段より人数が多く慣れな い集団の中でも自分の力を発揮できる機会になり、小学校の児童にとっては、視覚障害や知的障害のある児童の学習や生活の様子等を体験的 に学ぶ貴重な機会になっている。

(-) 実践事例 3 学校間交流 『特別支援学校中学部の授業を体験しよう 』

概要 事前に自己紹介用のビデオや写真入り壁新聞を作成して交流が楽しみになるよう工夫したり、授業で共に活動し互いの頑張りを知り 合える機会を設けたりすることで、生徒たちの距離が縮まるよう取り組んだ。

【実施学部及び学年】知的障害特別支援学校中学部1~3年生 ・中学校1年生

【活動場所】特別支援学校

- 【ねらい】(特) ・地域の学校との交流を通して、地域社会の友達とのふれあいを広げる
 - ・日常の学習の中で培った力や経験を違った集団の中でも発揮できるようになる
 - ・交流を通して、互いに学び合い、いろいろな経験を通して個々の力を豊かに広げる
 - (中)・校区にある特別支援学校との交流を通して、障害のある生徒たちへの理解を深め、社会で共に生きる一員として、互いを 認め合い支え合う気持ちを育てる

事前学習

●紹介ビデオや写真付きの紹介文等をお互いに相手校に送り、当日の学習の流れ等について知。

◆特別支援学校から教員が中学校に出向き、障害者理解についての出前授業を行う

- 中学校の生徒は、特別支援学校を知るために概要の説明を受け、施設見学を行う
- 中学部の「しごと」(紙班、農園班、粘土班・布班)の授業に参加する(中学校の生徒は、 事前学習を経て、希望した作業班に加わり、双方が関わり合いながら作業をする)

事後学習

- 特別支援学校は、中学校の生徒の感想が付けられた壁新聞を用い、活動を振り返る
- ●中学校は、活動を振り返って作文を書いたり、壁新聞を作成したりする

中学校では「〇〇特別支援 学校掲示板」を設置し、年 間6回程度行事のポスター や授業の取組についての新 聞を掲示して、理解啓発が 進められています。また、 中学校側からも壁新聞が届 けられ、互いに事前・事後 ともに関わりをもつことが できました。

特別支援学校教員

【活動の成果】

交流及び共同学習の目的を明確にし、活動時の配慮や支援を組織的に行うことで、学校間交流が単発の行事でなく継続的な取組になってきて いる。特別支援学校の生徒は、自信をもって活動に参加できるようになったり、中学校の生徒は特別支援学校の友達にも分かりやすいように紹介 文や壁新聞を工夫したりするといった様子が見られている。





実践事例4 学校間交流 『高等学校の授業や部活動に参加し共に学ぼう』

概要 高校生と聴覚障害のある高校生が、教科学習や学科・学年を超えた部活動での交流及び共同学習を行った。生徒同士の関わりが もてる活動を授業に取り入れることで、会話方法を自分たちで考え、やりとりし、思いを伝え合う様子が見られた。

【実施学部及び学年】聴覚障害特別支援学校高等部普通科・高等学校1~3年牛 【活動場所】高等学校

【ねらい】(特・高)同世代の友達との交流を通して、相互理解を深める

事前学習

- ●聴覚障害特別支援学校ではホームルームや自立活動において「手話以外のコミュニケーション手 段「聞こえにくさの説明」「聞こえる世界を知ろう」等のテーマで学習に取り組む
- 教員間の情報交換を行い、高等学校教員から生徒への説明等を行う

当日

- 高等学校の英語の授業に参加する(授業は、高等学校教員が全体指導し、特別支援学校 教員が手話通訳を行う)
- ●ペアになりコミュニケーションを図る(ホワイトボードを活用したり分かる単語を手掛かりに会話を広 げたりする)
- ●部活動の見学をしたり、練習に参加したりする

事後学習

●アンケートと感想文による振り返り学習を実施する

生徒たちは自分たち の興味のあること (共通の趣味や好き なアーティストのこ となど)について話 が盛り上がったよう です。「趣味が映画 鑑賞の子がいて、 もっと話したかっ た | と楽しそうに話 していました。

特別支援学校教員



【活動の成果】

授業に参加し、生徒たちが自然に関わる様子が見られた。特に特別支援学校の生徒にとっては、学ぶ環境の違いに刺激を受けたり、上級生と下 級生の高校生らしい関わり方を見て、自分たちの関係の在り方などを振り返ったりすることができたようである。

(----) 実践事例 5 学校間交流 『高等学校との3校合同交流会を開こう』

概要 高等学校 2 校と肢体不自由特別支援学校1校が合同で実施する交流会に向け、それぞれの学校から交流委員が集まり、活動内 容を決めた。当日の発表会では、発表の中で互いが交流できるような工夫を取り入れた。「肢体不自由のある生徒も活動できる 方法を知ることができた」「次はもっと積極的に関わりたい」という高校生の感想が聞かれたり、特別支援学校の生徒も言葉かけに表情 で応えることができるようになったりするなど、双方の関わりが増えてきた。

【実施学部及び学年】肢体不自由特別支援学校高等部1~3年生

·A高等学校1,2年生交流委員 ·B高等学校2,3年生交流委員

【活動場所】特別支援学校

【ねらい】(特・高)活動する中で言葉を交わしたり触れ合ったりするなどしてお互いのことを知りあい、支え合う気持ちを育む

事前学習

- ◆特別支援学校高等部の各クラスを代表した交流委員が集まり、当日の相手校への挨拶、 日程説明などの役割分担を決め、当日の日程や役割について決まったことをクラスに伝える。 交流委員から内容の提案を受け、当日の交流内容について話し合い、内容を決める
- •高等学校は、肢体不自由生徒も参加できる活動内容の話合いや補助具の準備を行う

●3校合同交流会…全員が発表ができるように、それぞれの実態に合わせた活動を行う ●ホームルーム交流…各クラスや学年に分かれ、特別支援学校生徒が提案した活動に取り組 む(例:ボウリング、ボール回しゲーム、缶取りゲームなど)

事後学習

- ●特別支援学校は各クラスや学年で振り返り学習を行う
- ●高等学校は、感想文を記入する

【活動の成果】

交流を重ねることで、お互いが関わることができるようになってきた。高等学校から交流に参加する生徒は 重度・重複障害のある生徒たちのことを知る機会となっている。

高校生が特別支援学校生 徒との関わり方を知った り、顔を覚えて、自分か ら声をかけたりする様子 が見られるようになりま した。特別支援学校生徒 も、関わりを受け入れた り、言葉かけに表情や身 体の動きで答えるなど、 互いが関わることができ るようになっています。



概要 幼稚園に共に通っていた友達と小学校入学後もつながりをもち、さらに友達との関わりを深められるよう取り組んだ。交流の意義を確認し、 打合せを繰り返して共通理解を図ったことで、双方にとって子どもたちが主体的に活動できる交流及び共同学習になった。

【実施学部及び学年】肢体不自由特別支援学校小学部1年生(児童A) ·小学校1年生 【活動場所】小学校

【ねらい】(特)・小学校の友達と関わる中で、自ら友達に働きかけたり、思いを表現したりする

(小) ・児童 A のことを知り、互いに認め合い共に生きる気持ちを育む

事前学習

- 児童Aは小学校での交流学習の活動内容を具体的に知る
- ●小学校の児童らは、学級で児童Aの様子や関わり方について知り、理解を深める

当日

●質問コーナーや新聞紙遊び、魚釣りゲームなど、友達と関わりながら活動に参加する (友達の様子を見ながら参加することができた。友達に積極的に話しかけられたり、魚 釣りの竿やボウリングのボールを渡してもらったりして関わる中で、笑顔が見られた。)

事後学習

小学校の友達と手紙の交換を行う(学校で一緒に読むと嬉しそうに思い出してい た。)

両校の連携を密に取り合い、 児童Aの実態を伝えて学習内 容や支援方法などを丁寧に確 認したことで、児童らが主体 的に活動できる交流学習とな りました。小学校の児童の言 葉かけや働きかけを受けて、 普段見られない児童Aの表情 や仕草が見られました。家庭 で楽しかったことを思い出し て話すこともあったようです。

特別支援学校教員



【活動、《果】

小学校には児童Aの実態を伝えて支援方法を共有したり、交流の意義等を十分に打ち合わせしたりすることにより、双方の児童が主体的に活 動することができた。

[---] 実践事例 7 居住地校交流 『 互いの学校生活の様子について知り合おう 』

概要 中学校で行われる学習発表会に参加した。中学校の生徒からは修学旅行に関するポスター発表が行われた。特別支援学校からは 生徒会活動や学校紹介などを行った。互いの学校生活の様子を知り合う機会になった。

【実施学部及び学年】知的障害特別支援学校中学部3年生(生徒B)・中学校3年生 【活動場所】中学校

【ねらい】(特)・互いに協力し合ったり自分から進んで活動に参加したりすることで経験を広げ、社会性を身に付ける

- (中)・同じ活動に取り組むことにより、同じ地域で暮らす仲間として理解し合う
 - ・相互のふれあいを通じて、共によりよく生活していくための方法について考える
 - ・思いやりをもって関わることで障害者理解を深める

事前学習

当日

- ●生徒Bは、当日の予定確認や発表の練習に取り組み、宿題として家でも発表の練習を行
- 中学校の生徒はポスターを用い、発表会の練習を行う

◆特別支援学校中学部や高等部の授業、生徒会活動の紹介を行う

中学校の修学旅行の発表を聞く(特別支援学校生徒が体験したことのない活動内容で あったが、ポスターや発表の仕方に工夫があり、分かりやすかったようである。小グループでの 活動では、関心のあることを質問するなど参加しやすい雰囲気であった。)

事後学習

●翌日、中学生の感想を読み、振り返り学習を行う(生徒Bは、友達や先生方が自分の発 表を理解してくれたことが分かり、達成感を得た様子であった。)

中学生には特別支援学校 や障害者の理解につなが り、特別支援学校生徒に は同年代の友達の体験を 知るよい機会となったよ うです。また、他学年の 生徒や先生方も発表会に 参加され、特別支援学校 の活動を知ってもらえま

特別支援学校教員



【活動の成果と今後に向けて】

中学生にとっては特別支援学校や障害者理解につながり、特別支援学校生徒には同世代の友達の体験を知るとい機会となった。



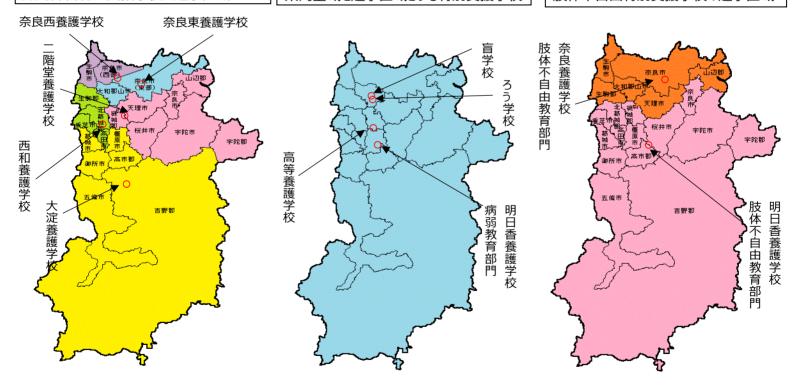
種別	学 校 名	郵便番号	所 在 地	電話番号
視覚	県立盲学校	639-1122	大和郡山市丹後庄町222-1	0743-56-3171
聴覚	県立ろう学校	639-1122	大和郡山市丹後庄町456	0743-56-2921
知的	県立奈良東養護学校	630-8053	奈良市七条 2-670	0742-44-0112
	県立奈良西養護学校	631-0066	奈良市帝塚山西 2 - 1 - 1	0742-45-1421
	県立二階堂養護学校	632-0086	天理市庵治町358-1	0743-64-3081
	県立西和養護学校	639-0205	北葛城郡上牧町下牧1010	0745-73-2111
	県立大淀養護学校	638-0821	吉野郡大淀町下渕414-1	0747-52-7655
	県立高等養護学校	636-0344	磯城郡田原本町宮森34-1	0744-33-2626
	(高円分教室)	630-8302	奈良市白毫寺町633(県立高円高校内)	
	(二階堂分教室)	632-0082	天理市荒蒔町100-1(県立二階堂高校内)	
	(山辺分教室)	632-0246	奈良市都祁友田町937(県立山辺高校内)	
肢体 • 病弱	県立明日香養護学校	634-0141	高市郡明日香村川原410	0744-54-3380
	県立奈良養護学校	630-8051	奈良市七条町135	
	(訪問教育実施施設)	630-8053	奈良市七条2-789	0742-34-2671
			独立行政法人国立病院機構奈良医療センター	
		630-8425	奈良市鹿野園町1000-1	
			重症心身障害児学園・病院バルツァ・ゴーデル	
		630-8211	奈良市雑司町406-1 東大寺福祉療育病院	

県立特別支援学校の通学区域

知的障害特別支援学校の通学区域

県内全域を通学区域とする特別支援学校

肢体不自由特別支援学校の通学区域



【参考·引用文献等】

- ・小学校学習指導要領(平成29年3月告示)
- ·特別支援学校小学部·中学部学習指導要領(平成29年4月告示)
- ・文部科学省(平成31年3月)「交流及び共同学習ガイド」
- ・国立特別支援教育総合研究所(令和元年11月)「交流及び共同学習推進指導者研究協議会」配布資料

令和2年3月

〒630-8502 奈良県奈良市登大路町30

奈良県教育委員会事務局学校教育課







